

一般社団法人経済同友会インターンシップ推進協会
情報公開規程

制定 2019年11月13日

(目的)

第1条 この規程は、定款第50条第2項に基づき、本協会が公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を公開するに当たって必要な事項を定めることを目的とする。

(情報公開)

第2条 本協会は、定款第49条第1項各号に掲げる事務所に常に備えておくべき帳簿及び書類(以下、「事務所備付け書類」という。)、その他前条の目的に照らして必要な帳簿及び書類を、別表1の基準に従って開示するものとする。ただし、個人情報を含む帳簿及び書類は、個人情報保護規程に従って適切に取り扱うものとする。

(事務所備置き書類の閲覧及び謄写)

第3条 本協会は、正当な理由を有する者から事務所備置き書類の閲覧及び謄写(以下、「閲覧等」という。)を希望する旨の申請があったときは、法令及び別表1の定めに従い、閲覧及び謄写させるものとする。

(閲覧等の場所及び日時)

第4条 事務所備置き書類の閲覧等の場所は、本協会の主たる事務所とする。

2 閲覧等の日は、本協会の休日以外の日とし、閲覧等の時間は、業務取扱時間のうち午前10時から午後5時までとする。ただし、正当な理由があるときは、日時を指定することができる。

(閲覧等に関する事務)

第5条 希望者から事務所備置き書類の閲覧等の申請があったときは、次により取り扱うものとする。

- (1) 閲覧(謄写)申請書に必要事項の記入を求め、提出を受ける。
- (2) 閲覧(謄写)申請書を受け付けたときは、閲覧受付簿に必要事項を記載し、閲覧に供する。
- (3) 謄写の請求があったときは、実費負担を求め、これに応じる。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は代表理事が定める。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、制定日(2019年11月13日)から施行する。

別表1(第2条関係)

事務所備置き書類	対象	期間	方法
定款	一般	最新のもの	インターネット
会員名簿	一般	最新のもの	インターネット
会員の異動に関する書類	正会員	10年間	事務所での閲覧等
理事及び監事の名簿	一般	最新のもの	インターネット
許可等及び登記に関する書類	非公開(法令に基づく場合を除く。)		
会員総会関係書類	正会員	なし(永年)	事務所での閲覧等
理事会関係書類	非公開(法令に基づく場合を除く。)		
役員報酬及び費用に関する規程	正会員	最新のもの	事務所での閲覧等
事業計画書及び収支予算書	一般	5年間	インターネット
事業報告書	一般	5年間	インターネット
事業報告の付属明細書	一般	5年間	インターネット
貸借対照表	一般	5年間	インターネット
損益計算書(正味財産増減計算書)	一般	5年間	インターネット
貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の付属明細書	一般	5年間	インターネット
財産目録	一般	5年間	インターネット
監査報告書	一般	5年間	インターネット
会計帳簿類	非公開(法令に基づく場合を除く。)		
情報公開規程	一般	最新のもの	インターネット
個人情報保護規程	一般	最新のもの	インターネット
個人情報保護方針	一般	最新のもの	インターネット

注 債権者及び訴訟当事者からの開示請求については、法令の定めに従うものとする。